計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020（令和２）年の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、2025（令和７）年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の４人に１人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国でみれば、65歳以上人口は2040（令和22）年を超えるまで、75歳以上人口は2055（令和37）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035（令和17）年まで 75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060（令和42）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、2021（令和３）年３月に策定した「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（2021（令和３）年度～2023年（令和５）年度)」において、基本理念である「人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり」の実現に向け、安心して暮らせる地域社会・健康で生きがいのある福祉社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第９期計画の基本指針に基づき、2024（令和６）年度から2026（令和８年）度までの３年間を計画期間とする「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（2024（令和６）年度～2026（令和８）年度)」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆第９期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

１．介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要

・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

2　計画の性格と位置付け

（1）根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の８の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

（2）関連計画との関係

本計画は「松原市第５次総合計画」、「第４期松原市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「健康まつばら21」等本市が策定する他の関連計画との整合を図って策定しています。

また、大阪府が策定する「大阪府高齢者計画」、「大阪府保健医療計画」との連携を図って策定しています。

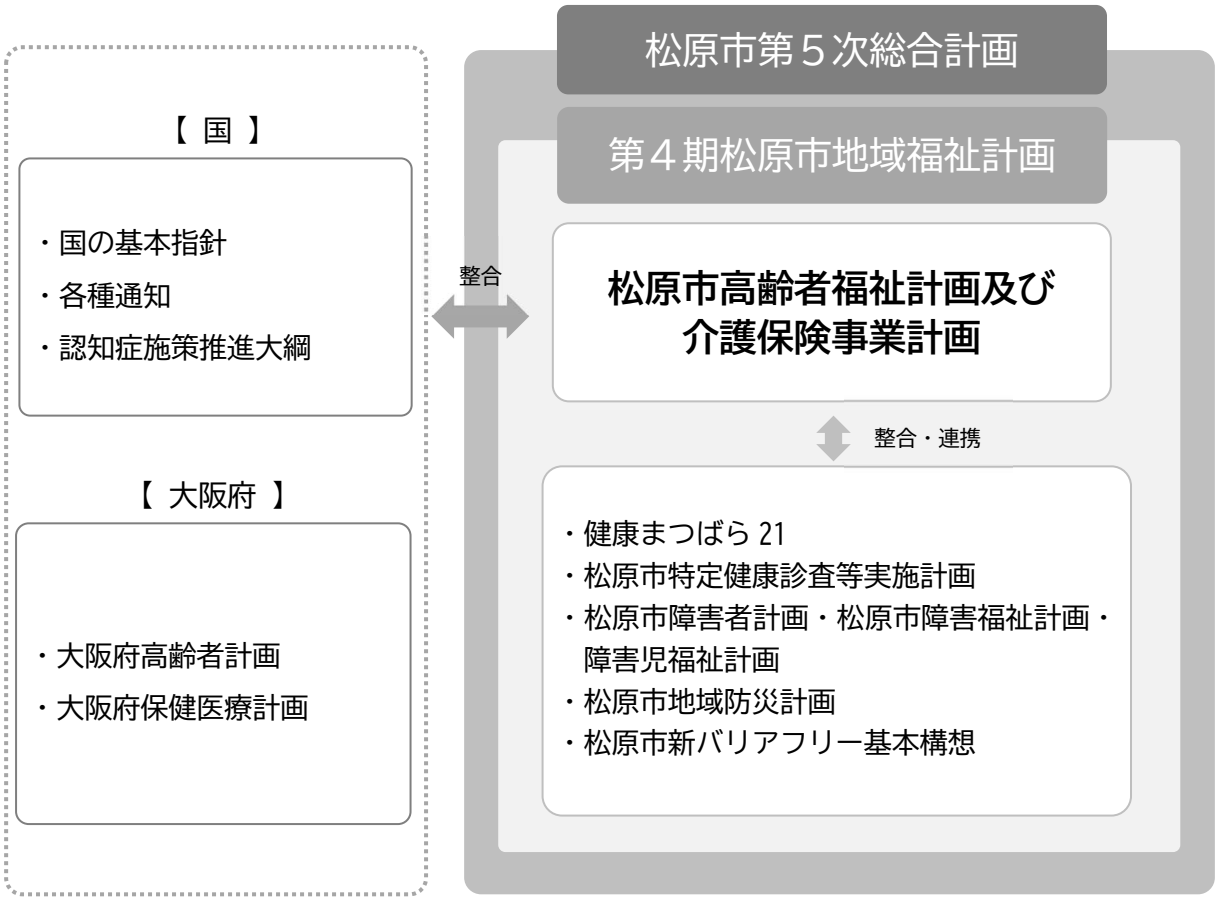

（３）計画の期間

本計画の期間は、2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの３年間です。

現役世代が急減する2040（令和22）年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

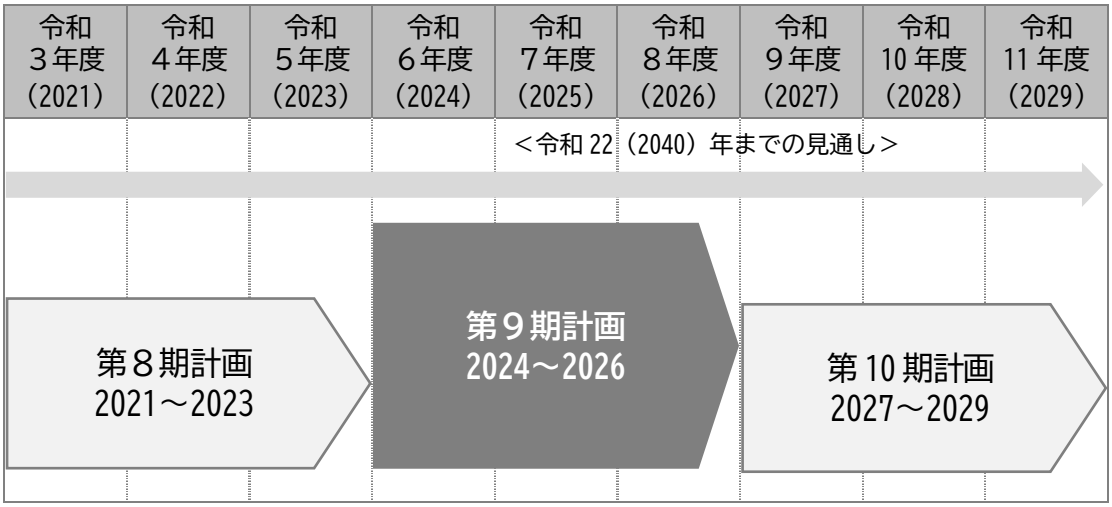

3　計画の策定体制

本計画は、松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）のほか、市民アンケートなど、市民や関係者の参画を得るとともに、庁内の関係各課及び大阪府との連携により策定しました。

（1）松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会の開催

本計画を策定するため、策定委員会を設置し、学識経験を有する者、保健医療福祉関係者、老人クラブ代表者などの費用負担関係者に加え、市民代表として、公募委員に委員を委嘱し計画内容について協議をしていただきました。

（2）各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

（3）「見える化」システムの活用

厚生労働省より提供された地域包括ケア「見える化」システムを使用し、将来人口や要介護認定率の推計、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査のデータからの地域特性の分析、他地域や全国の介護サービスの給付状況との比較等を行い、計画策定や給付費の分析に活用しました。

（4）パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策や計画等を立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから出された意見を考慮し、市としての意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にするものです。

より多くの市民の意見を反映させるため、2024（令和６）年１月４日から2024（令和６）年２月２日までパブリックコメントを実施しました。

（５）大阪府との調整及び連携

大阪府において定めた高齢者保健福祉圏域において、市町村相互間の施設の整備等に関する広域的調整を図っています。

また、本計画の策定過程において、作成上の技術的事項についての助言や協議を大阪府と行い、大阪府及び府内市町村の関係者で構成される市町村計画策定検討会に参画し、府下で一体的な検討を行いました。

さらに今後は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況については、大阪府からの情報提供など連携を強化し、市内の整備状況と入所者への介護サービスの提供状況の把握に努めます。

（６）庁内の計画策定体制

本計画では、制度・分野ごとの縦割りを超えた取組によって、「地域共生社会」の実現を目指すことから、介護、保健、福祉関係課だけでなく、企画、総務、危機管理、交通関係課等との庁内の組織横断的な連携体制の強化とともに、施策の検討において情報共有を行い、本計画を策定しました。